

いすみ医療センター経営強化プラン策定支援業務公募型プロポーザル実施要領

第1 業務の趣旨

いすみ医療センターではこれまで、公立病院改革プラン及び新公立病院改革プランを策定し、経営の効率化等取り組んできた。

しかしながら、人口減少や少子高齢化に伴う医療需要の変化、医師等の不足を受け、依然と厳しい状況であり、今後、医師の時間外労働規制対応も迫られさらに厳しい状況が見込まれる。また、当院はコロナ対応に中核的な役割を果たし、感染拡大時の対応における役割の重要性が改めて認識されるとともに、感染拡大時の対応という視点も踏まえる必要がある。

こうした課題を踏まえ、限られた医師等の医療資源を地域全体で最大限効率的に活用し、持続可能な地域医療提供体制を確保するため、当院の経営強化プラン策定支援業務の委託をする。

第2 提案書の概要

1 業務委託名

いすみ医療センター経営強化プラン策定支援業務

2 業務委託内容

別添「いすみ医療センター経営強化プラン策定支援業務仕様書」のとおり

3 業務委託期間

契約締結日から令和5年3月31日

4 委託費

- ① 上限価格5,500,000円、下限価格4,400,000円（消費税及び地方消費税を含む）
- ② 金額が上限価格を超えている場合又は下限価格を下回る場合は失格とする。

5 受託者選定方法

企画提案書等によるプロポーザル方式

6 担当課及び問合せ先並びに各種書類の提出先

〒298-0123

千葉県いすみ市苅谷1177番地

いすみ医療センター総務課

電話番号 0470（86）2311

FAX番号 0470（86）4877

電子メールアドレス isumi-ic@isumi-ic.jp

第3 企画提案に係る事項

1 企画提案参加の要件

企画提案に参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施できる法人とし、以下①から⑥までの全ての要件を満たす者とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第18号）第167条の4に該当しない者であること。
- ② 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
- ③ ア 破産者で復権を得ない者。

イ 禁固以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。

④ 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。

ア 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による民事再生手続開始の申し立てをしている者。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更正手続開始の申し立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている更正事件（以下「更正事件」という。）に係わる同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項及び第2項の規定による更正手続開始の申し立てを含む。以下「更正手続開始の申し立て」という。）をしている者又は申し立てをなされている者。ただし、同法第41条第1項の更正手続開始の決定（旧更正事件に係わる旧法に基づく更正手続開始の決定を含む。）を受けた者がその者に係る同法第199条第1項の更正計画の認可の決定（旧法に基づく更正計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更正手続開始の申し立てをしなかった者又は更正手続開始の申し立てをなされなかった者とみなす。

ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立がなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）

⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員及びその利益となる活動を行う者でないこと。

⑥ 宗教法人法（昭和26年法律第89号）第2条に規定する宗教団体、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）に規定する政治団体等、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。

2 企画提案の手続き等

（1）スケジュール

実施要領の公表・配布期間	令和4年9月5日 午前8時30分から 令和4年9月12日 午後5時15分まで
実施要領等に対する質問受付期間	令和4年9月5日 午前8時30分から 令和4年9月12日 午後5時15分まで
企画提案書提出意思表示受付期間	令和4年9月5日 午前8時30分から 令和4年9月20日 午後5時15分まで
企画提案書受付期間	令和4年9月7日 午前8時30分から 令和4年9月22日 午後5時15分まで
プロポーザル実施日	令和4年9月29日

（2）実施要領の配布期間

① 配布期間

令和4年9月5日～令和4年9月12日

午前8時30分～午後5時15分

※ 期間中の土曜日、日曜日は配布しない。

② 配布場所

いすみ医療センター 総務課

(〒298-0123 千葉県いすみ市荻谷1177番地)

※ 実施要領等は国保国吉病院組合（いすみ医療センター）のホームページからも入手できます。

<https://www.isumi-ic.jp/>

(3) 実施要領等に対する質問書の受付及び回答

① 質問書受付期間

令和4年9月5日～令和4年9月12日（土曜日、日曜日を除く。）

午前8時30分～午後5時15分

② 質問書提出方法

企画提案を提出するにあたっての質問は、電子メールの受付のみとし、電話、FAX及び口頭並びに持参等は不可とする。質問書（様式4）を使用し、件名を「いすみ医療センター経営強化プラン策定支援業務に係る質問」とし、下記アドレスまで送信するものとする。

電子メールアドレス isumi-ic@isumi-ic.jp

※ 送信後、必ず電話により着信確認をすること。

③ 回答方法

回答は、口頭による個別対応は行わない。

回答書は本実施要領と一体のものとして同等の効力を有するものとする。

なお、回答については、令和4年9月15日午後5時までに国保国吉病院組合（いすみ医療センター）のホームページにおいて公表する。

(4) 企画提案書提出意思表明書の受付

企画提案書を提出する意思のある者は、企画提案書提出意思表明書を提出すること。

① 受付期間

令和4年9月5日～令和4年9月20日（土曜日、日曜日を除く。）

午前8時30分～午後5時15分（正午～午後1時30分を除く。）

（郵送の場合は書留郵便とし、上記期間内に必着とする。）

② 提出書類

企画提案書提出意思表明書（様式1）

(5) 企画提案書等書類の受付

① 提出期間

令和4年9月5日～令和4年9月22日（土曜日、日曜日を除く。）

午前8時30分～午後5時15分（正午～午後1時30分を除く。）

② 提出方法

いすみ医療センター 総務課あてに郵送又は持参により提出すること。郵送の場合は書留郵便とし、提出期間内に必着とする。

(〒298-0123 千葉県いすみ市荻谷1177番地)

③ 提出書類

ア 企画提案書提出届（様式2）

イ 会社概要（A4版様式任意：1枚にまとめる）

以下の項目は必ず記載すること。

・所在地 ・商号又は名称 ・業務内容

・連絡先（担当者氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス）

ウ 業務経歴書（様式3）

エ 納税証明書の写し

法人は国税の納税証明書（その3の3） 個人は（その3の2）

オ 登記事項証明書の写し

カ 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）

確定申告を終えた1ヶ年の営業年度に関するもの

キ 本業務の企画提案書

A4版任意様式：片面30枚以内、文字サイズは12ポイント以上とし、
Microsoft Office Power Point 又は PDF により作成すること。

ク 参考見積書 A4版任意様式：業務内容ごとに内訳金額がわかる形式とし、
代表者印を押印し、封入、封印のうえ提出すること。

④ 提出部数

1部、なお「キ 本業務の企画提案書」のデータについては、CD-ROM等により提出すること。

（6） 企画提案参加に際しての注意事項

① 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合には、失格又は無効となる。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 委託費の上限を超え又は下限を下回る参考見積書を提出された場合

ウ 提出した書類に虚偽の内容が記載されていた場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 実施要領に違反すると認められる場合

カ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき

キ 審査委員会委員への事前説明、その他の接触を行った場合

② 複数提案の禁止 企画提案事業者は、複数の提案書を提出できない。

③ 提出書類の変更の禁止 提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めない。（軽微なものは除く）

④ 返却等提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

⑤ 費用負担企画提案書の作成、提出等企画提案に要する経費等はすべて事業者の負担とする。

⑥ その他

ア 企画提案事業者は企画提案書の提出をもって、実施要領の記載内容に同意したものとする。

イ 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、審査会開催日3日前（令和4年9月26日の午後4時までに企画提案書提出辞退届（様式5）をいすみ医療センター総務課あてに持参又は郵送にて提出すること。

第4 審査に係る事項

1 審査方法、審査項目及び評価基準

プレゼンテーション形式による審査で行う。

審査項目及び評価基準は次のとおりである。

項目	全体に占める割合	審査基準
1 業務経歴	10/100	別紙
2 企画提案書に対する評価	80/100	
3 見積書に対する評価	10/100	

2 審査会（事業内容審査）

企画提案事業者すべてがプレゼンテーションにて事業説明を行い、その内容を審査する。

開催日時：令和4年9月29日

※ 開始時間等については後日通知する。

開催場所

① 場 所：いすみ医療センター 2階 会議室

② 所在地：千葉県いすみ市荻谷1177番地

③ プレゼンテーションの所要時間

30分（1企画提案者につき提案20分、質疑応答10分）

④ 機材等

プレゼンテーションに必要な機材、発表者が用意すること。

⑤ 発表者

本業務に携わる管理責任者出席者は、管理責任者1名に担当者2名の合計3名以内とする。

⑥ 注意事項

ア 各事業者のプレゼンテーション開始時間は、後日通知する。

イ 企画提案事業者は他の事業者の企画提案を傍聴することはできない。

ウ 指定の時間に遅れた場合には、審査対象としない。

エ 提出期限までに提出された資料以外の提示又は配布は認めない。

⑦ 審査の方法

審査は、別に定める「審査基準」により実施する。

審査項目及び評価基準は、別紙のとおりとし、審査委員が評価点数を算出する。

なお、契約候補者の選定にあたっては、審査項目及び評価内容に基づき、提出書類及び企画提案事業者によるプレゼンテーション内容の審査を行い、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点し審議のうえ選定する。

3 契約候補者の選定

審査の結果、評価点数の平均が60点を超える者の中から最高点を得た者を契約候補者とするが、同点の場合は審査委員の協議により選定する。ただし、企画提案が1件の場合、上記条件を満たした者を契約候補者とする。

4 審査結果の通知

審査結果は契約候補者の選定後、速やかに企画提案事業者に通知する。ただし、

審査結果についての異議の申立ては受け付けない。

第5 契約の締結

選定した契約候補者と組合が協議し、委託業務に係る仕様を確定させたうえで、契約を締結する。

仕様書の内容は、提案された内容が基本となるが、契約候補者と組合との協議により最終的に決定する。

第6 業務の適正な実施に関する事項

1 業務の一括再委託の禁止

受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。

ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、組合と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

2 個人情報保護

受託者が本業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、「国保国吉病院組合個人情報保護規程」（平成23年国保国吉病院組合訓令第7号）、に基づき、その取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

3 守秘義務

受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

第7 業務の継続が困難となった場合の措置について

組合と受託者の契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は次のとおりとする。

1 受託者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合は、組合は契約の取り消しができる。この場合、組合に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。

なお、次期受託者が円滑かつ支障なく本業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとする。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、組合及び受託者双方の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

なお、委託期間終了若しくは契約の取り消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、受託者は必要なデータ等を遅滞なく組合に提供することとする。